

## 経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着するよう、以下のとおり取り組みます。

- ① 当金庫は、お客さまと向き合い、対話を通じてビジネスモデルを理解・共有することで、お客さまと一緒に事業の成長をご支援いたします。
- ② 当金庫はお客さまのガイドライン要件の充足状況や経営状況等を総合的に判断し、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、お客さまのご理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③ 経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産及び収入状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととします。例外的に二重に保証を求めることが必要な場合は、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上

令和5年4月